

# 健康保険任意継続被保険者 資格取得申請書

健保処理欄			
常務理事	事務長	担当係長	担当者

令和 年 月 日申請

在籍時の 被保険者証	記号	番号	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	
			令和	年 月 日
氏名			年齢	在職時 所属名
				太陽生命保険の方のみ記入
※継続する 被扶養者	氏名	続柄	年齢	職業・状況※無職、学年等記入
※前年「被扶養者資格確認」の対象であった方は証明書類は不要です。 但し必要に応じて別途書類をお願いすることがあります。				
住所	〒	—	自宅	
			FAX	
			携帯	
			メール アドレス	
保険料 納付方法 ※希望に○ 記入ない場合は3 になります	1. 通年前納(4月～3月)		※年4%の前納割引が適用されます	
	2. 半期前納(4月～9月・10月～3月)		※年4%の前納割引が適用されます	
	3. 月払【口座振替】(割引なし)		※口座振替までの手続き期間(1.2か月)は、 お振込みとなります	
【前納について】前納とは、資格取得月の月末までに翌月から9月又は3月までを納付するもので す。月末までに納入が難しいと組合が判断した場合は、前納開始が次の前納時期(4～9月、9月～3月、 4月～3月)になることがありますのでご了承ください。それまでは毎月お振込いただくこととなります。				
※就職予定がある方は記入 令和 年 月 日 就職予定 →就職日になりましたら、すぐに「資格喪失申出書」を送付ください				
【健保記入欄】				
・月払者の加入期間の介護該当不該当の有無 □無 □有( から) □該当 □不該当			標準報酬	千円
			任継記番	4000

## 申請書記入前に必ずご確認ください

### 1.任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。

- イ. 資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
- ロ. 資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすること。
- ハ. 75歳未満の方。

\*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることは出来ません。

### 2.任意継続被保険者の資格取得手続きは、事業主から提出される資格喪失届受領後となります。

## ◎ 留意事項

- ① 任意継続被保険者として加入できる期間は最長2年間です。
  - ② 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失します。
    - ・被保険者となってから2年を経過したときは、その翌日
    - ・被保険者が死亡したときは、その翌日
    - ・被用者保険(健康保険・船員保険・共済組合)の被保険者となったときはその日※「喪失申出書」提出ください
    - ・被保険者が75歳になったときはその日
    - ・納付期限までに保険料を納付しなかったときは、その翌日
    - ・被保険者の希望による任意喪失の場合は、「喪失申出書」が受理された日の属する月の末日の翌日  
(例:3月5日に申出書受理→4月1日喪失)
- ※資格を喪失したときは、5日以内に被保険者証を当組合に返納ください。(健康保険法第38条)
- ③ 任意継続保険料は全額自己負担することになります。
  - ④ 初回保険料が納付期日までに納付されない場合、資格取得日に遡り資格取消となり、保険証は返納いただきますのでご注意ください。